

インフルエンザ流行に備えた体制への移行について

発熱患者の相談・外来診療体制が変わります

今般、国通知に基づき、新たに「診療・検査医療機関」を指定するとともに、次のインフルエンザ流行に備えた体制へと移行することとなりました。

開始日：11月9日（月）

1. 発熱患者等への対応

- ・発熱等の症状のある方は、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話相談することとなります。（県民には、県ホームページ等で周知を行います。）
- ・自院で診療が可能である場合（診療・検査医療機関の指定を問わず）は、診療（必要に応じ検査）を行ってください。
- ・自院で診療ができない医療機関は、患者等にその旨を伝え、診療・検査医療機関の中から、適切な医療機関を案内してください。その際、患者等には案内する医療機関に事前に電話相談するよう必ず伝えてください。

2. 診療・検査医療機関

- ・発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関として県に申請のあった医療機関を「診療・検査医療機関」として県が指定します。※申請手続き等は県のホームページをご覧ください。
- ・診療・検査医療機関の情報は、県内市町村、受診・相談センター（保健所及び厚生センター）、地域の医療機関等関係者に共有します。
- ・診療・検査医療機関のうち、公表を希望した医療機関の情報を県ホームページに掲載します。（令和2年11月9日（月）以降）
県ホームページ URL：http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1205/kj00022862.html

<QRコード>



3. 診療・検査医療機関の情報共有の方法等

- ・診療・検査医療機関の情報は、県医師会及び各郡市医師会、県内市町村、受診・相談センターで共有します。
- ・情報は週に一度更新し、提供します。（毎週月曜日更新とします。）
- ・情報は関係者間を除き非公表となりますので、取扱いにはご注意ください。（患者の受診案内以外の目的には使用しないでください。）

裏面もご確認ください。→

医療機関の皆さまへ 必ずお読みください

<インフルエンザ流行に備えた外来診療体制図>（令和2年11月9日（月）～）

